

第 20 号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 16 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例（昭和 50 年足立区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出し中「印鑑登録原票」を「印鑑登録事項」に改め、同条各号列記以外の部分中「印鑑登録原票（電子計算組織に登録されたものを含む。）を備え、」を「電子計算組織により」に改め、同条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 12 条の見出し中「登録原票」を削り、同条中「登録原票の」を削る。

第 13 条の見出し中「登録原票」を削り、同条中「登録原票の」を削り、「登録原票登録事項」を「登録事項」に改める。

第 17 条を次のように改める。

（印鑑登録の証明）

第 17 条 区長は、電子計算組織に登録されている印鑑登録者に係る印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）について、当該電子計算組織により出力された写しをもつて証明する。

第 21 条中「印鑑登録原票その他」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 5 号を削る改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

登録事項の一部を削除するとともに、印鑑登録原票の廃止に伴い規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。